

会 議 録

会議の名称	第2回大牟田市個人情報保護審議会
事務局	企画総務部総務課
開催日時	平成30年7月24日(火) 10時00分～11時00分
開催場所	大牟田市役所北別館4階 第1委員会室
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	0人
出席委員	道山 治延(会長) 竹本 安伸(副会長) 東 隆也 藤井 チヨ子 湯村 しおり
事務局職員職氏名	総務課 企画担当課長 古家 真弓 同 主査 山田 寿美子 同 担当 江崎 博史
会議次第	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて(報告) 個人情報取扱事務の届出について(報告)
会議の概要	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて報告した。 個人情報取扱事務の届出について報告した。

審 議 経 過

発言者	発言内容
会長	議事 保有個人情報等の取扱いの報告について、事務局から説明を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	4ページの企画総務部総合政策課が総合計画のアンケートで目的外利用を申請する保有個人情報の項目は全市民が対象だが、6ページの企画総務部公共施設マネジメント推進課が実施するアンケートで目的外利用を申請する保有個人情報の項目は、日本国籍を有する市民となっている。
事務局	日本国籍を有する市民に限定した意味は何か。
委員	理由は把握していない。担当課へ確認し、次回回答する。
事務局	8ページの子ども家庭課が目的外利用を申請する対象となる子どもの範囲はどのように決めているのか。
委員	子ども家庭課が設定する基準に基づき、支援が必要と判断された児童が対象となる。センターとしては必要以上の情報提供を求めないよう指導する。
事務局	13ページの保健衛生課が外部提供した提供の方法に複写とあるが、これは何の写しを提供したものか。
委員	申請書の写しである。13ページに列記した以外の項目は、法人の情報として公開可のものであるため。
事務局	複写を出したのなら、手書きの回答は不要でもよいということか。
会長	はい。
委員全員	他に質問等はないか。 <なし>

会長	議事 個人情報取扱事務の届出の報告について、事務局から説明を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	25 ページの届出書で、個人情報の利用・提供先について民間・私人とあるが、どのような人になるか。
事務局	児童委員や民生委員が考えられる。
委員	30 ページの要配慮者名簿整備事務について、対象者の範囲はどういう人か。
事務局	都市整備部防災対策室が行う避難行動要支援者の名簿整備事務と区別し、災害時要配慮者として登録を希望する人が対象となる。
委員	25 ページの事務は新規の届出とのことだが、当該事務は以前からあったのではないか。
事務局	はい。平成29年8月7日から事務を開始している。
会長	25 ページの個人情報の提供先である国又は他の地方公共団体には、警察も含むか。
事務局	はい。警察も含む。
委員	31 ページの個人情報の利用・提供先でその他に民生委員・児童委員と明記されているが、25 ページでは民間・私人に含むとのこと。記載の仕方についてはそろえたほうがよいと思う。
事務局	はい。
会長	他に質問等はないか。
委員全員	<なし>
会長	以上で審議会を終了する。